

自治会の防犯カメラ設置費用の一部補助を開始します



豊山町では、犯罪発生の抑止を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会（地区）を対象に防犯カメラ設置費用の一部を補助します。

申請期間	防犯カメラを設置する年度の9月30日まで
対象団体	次の要件をすべて満たす自治会（地区） <ul style="list-style-type: none">・ 防犯カメラの運用に関する要領を策定していること。・ 防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得ていること。・ 防犯カメラを設置する場所のよく見える位置に「防犯カメラ作動中」などの表示板を設置すること
対象となるカメラ	<ul style="list-style-type: none">・ 児童遊園や公民館、道路など公共の場を撮影するもの・ 記録装置又は機能を有するもの。（レコーダー機器も補助対象となります。）
補助対象経費	<p>防犯カメラ設置に係る以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機器購入費 ※但しカメラは1度の申請で2台まで・ 設置工事費・ 防犯カメラ撮影に係る調整費・ 表示板に係る経費 <p>・ 申請書の添付書類のうち、防犯カメラ及び表示板の位置図、現況写真、防犯カメラの平面図及び撮影対象区域、見積明細書の写し、防犯カメラのカタログ等について、資料作成を業者委託した場合の費用</p> <p>※防犯カメラの維持管理費（電気代、修理費等）、設置による地代及び占用料、捜査のための指導料は、自治会負担となります。</p>
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・ 対象経費の1/2（上限20万円） ※1,000円未満の端数は切り捨てさせていただきます。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ <u>補助金交付申請は、1地区につき年度内に1回限りとなります。</u>・ 防犯カメラの運用に関する要領については、町が定めるガイドラインに基づいて策定させていただきます。



表示板設置例

○補助金申請手続きの流れ

補助金交付申請

申請書に以下の書類等を添えて提出していただきます。防犯カメラを設置する年度の9月30日までにご提出ください。

- (1) 防犯カメラの設置が地区の総意であることを示す総会又は役員会の会議録の写し
- (2) 防犯カメラの撮影範囲に入る住居や土地の所有者・関係者の同意書
- (3) 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影範囲を記載した平面図又は写真
- (5) 防犯カメラの運用に関する要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する写真
- (7) 防犯カメラ等の購入、設置に係る見積明細書の写し
- (8) 購入を予定している防犯カメラのカタログ等

※ (3)、(4) の位置図及び平面図は、地図と一緒に記載していただいてもかまいません。

交付決定・工事開始

申請内容の審査等を行い、補助金の交付決定を行います。交付決定通知書を送付しますので、受領後に、申請内容に基づいて工事を開始してください。

※交付決定後に、工事内容を変更しようとする場合は、別途手続きが必要となりますので、必ずご連絡ください。

完了報告

防犯カメラ設置工事がすべて完了した日から、30日以内に完了報告書に以下の書類を添えて提出してください。

- (1) 防犯カメラ等の設置費等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ等の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
(防犯カメラの運用に関する要領に記載していただくことも可能です。)
- (5) その他 (設置工事費等の内容により追加書類を提出していただく場合があります。)

補助金額の確定

補助金額を確定し、確定通知書を送付します。

補助金請求

確定通知書を受領しましたら、20日以内に請求書をご提出ください。

補助金の交付

請求書提出後、30日以内に交付します。



手続きフローチャート

